

減額ニ取替得止等ヲ為シ来リタルニ拘ラズ今因停給ノ一部令停送(即チ減額)ノ中

出アリタリ之レ會社ノ窮必見ルニ忍ビズ會社モ社員モ共ニ協力一致シテ此ノ難ヲ
挽回セントノ誠意ノ發露ニシテ社員ニ對シテハ誠ニ氣ノ毒ノ次等ナレドモ此ノ意ヲ
受ケ入レ減俸ヲ為シタリ

規章各員ニ對シテモ此ノ減收対策トシキ多數ノ失業者ヲ出カスニ忍ビガハ但シ命令
ニ従ハサルモノハ此ノ限リニアラス)茲ニ規程ノ改正ヲ行ヒ經費ヲ節減シ共存共榮
ノ趣旨ニコトテ一致協力シテ難局ニ當ラレジコトヲ希フモノナリ今日ノ不況ニ付テハ
日々各員ノ自警セラル、所ニシテ而シテモ事業ノ性質上ヨリ存続ニハ左傾的急進ノ地
持者ニシテアラハ限リハ能ク事理ヲ諒セラル、コトヲ信スルモノナリ

昭和五年十月十一日

東京市本所区江東橋田丁四二番地
城東電氣軌道株式會社

運輸従事員規程ノ一部ヲ左ノ通り変更スルモノトス
一 規程第拾陸條ハ之ヲ廢止ス但シ舊章收買後復シタルトスハ新ニ規定スルモノトス
一 現在日給額ノ五分ヲ減額スルモノトス但シ月給全額用答給キ若滿ノモノハ此ノ限
リニアラス

一 現在ノ積勤金ノ全額ノ二分ニ變更シ還付及還付ナク皆勤者ニシテ口頭證書以上ノ徳新ヲ受ケ
テ受ケタルコトヲキズモノニ對シテ查與スルモノトス
一 規程ノ技能賞ハ六ヶ月間還付及還付ナク皆勤者ニシテ口頭證書以上ノ徳新ヲ受ケ
タルコトヲキズモノニ對シテ查與スルモノトス

一 積勤金休職ハ六ヶ月間還付及還付ナク皆勤者ニシテ口頭證書以上ノ徳新ヲ受ケタルト
シテノモノニ對シテ二日ヲ身ハ休職者ニ付テ其ノ有効期間ハ文付時期ヨリ一ヶ年
以テトス其休職者ヲ使用セントスルモノハ前日迄ニ原員ノ氣配ヲ得ルニトテ要ス
ルモノトス

一 現ニ慣行ノ代務ハ自今之ヲ廢止スルモノトス
一 公休日ニ出勤ヲ命セラレシニ廢止スルモノトスハ缺勤ノ取扱ヲ云スモノトス
一 規程ノ外勤者中割當ハ歩ハ之ヲ廢止シ一特例ニ付一步ノ割合ヲ以テ勤者時間ニ
應ジテ給与シ規程ノ準備時間及中休時間等ハ之ヲ廢止スルモノトス
一 規程ノ勤者及花對等ハ之ヲ廢止スルモノトス
一 規程ノ勤者及花對等ハ之ヲ廢止スルモノトス
一 規程ノ勤者及花對等ハ之ヲ廢止スルモノトス
一 規程ノ勤者及花對等ハ之ヲ廢止スルモノトス

營業成績利益配當
×米台ノ場合
同
×米台ノ場合
從來ノ一割減
從來ノ三割減